

総務文教常任委員会

平成30年2月14日（水）午前10時15分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

企画管理部

- （1）第1号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

4 討論～採決

（休 憩）

5 委員長報告確認

6 その他

市議会総務文教常任委員会

－ 提 出 資 料 －

○市の主な債権の区分について

会計管理室財産管理課

○市の主な債権の区分について

区 分	種 別	内 容	市の主な債権	消滅時効
公債権	市 税	地方税法の規定に基づき滞納処分を行い、強制的に回収できる公債権。	市民税(個人) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 法人市民税	5年
	公 課	強制徴収公債権 地方税法の例により滞納処分を行い、強制的に回収できる公債権。	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料	2年
			保育所保育料 下水道使用料 公共下水道事業受益者負担金	5年
	その他の債権	非強制徴収公債権 強制的に回収できない公債権。支払督促等の手続を経て裁判所の強制執行により回収できる。	し尿くみとり手数料 幼稚園保育料 地域下水道使用料 (農業集落排水処理施設使用料・小規模集合排水処理施設使用料)	5年
私債権	私 債 権	民間の契約行為と同じ扱いとなる債権。非強制徴収公債権と同様、強制的に回収できず、支払督促等の手続を経て裁判所の強制執行により回収できる。 ※債権の消滅には、 <u>時効の援用</u> が必要。	くらしの資金貸付金償還金	10年
			住宅使用料	5年
			上水道料金 放課後児童会負担金	2年

【用語の解説】

支払督促…… 債権者の申立により、書類の審査だけで簡易裁判所の書記官が債務者に金銭の支払をするよう督促する手続。

時効の援用… 債権者に対して時効が成立したことを主張し、消滅時効の利益を受ける旨の意思表示をすること。

総務文教常任委員会委員長報告

(3 0 . 2 . 1 4)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

第 1 号議案、**亀岡市部設置条例の一部改正**については、第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画に基づき、京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりを推進するため、土木建築部をまちづくり推進部に統合して、^{ぶんしょう}分掌事務の再編整備を行うものであります。

今回の条例改正の趣旨が、後期基本計画の推進とされている中で、平成 2 8 年 3 月定例会において、当該計画に盛り込まれた、京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりに反対した立場からの反対討論、また、今後の亀岡市の将来をつくっていく上で、執行機関の体制を明確にされているとの賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります但本委員会の報告といたします。